

令和6年度 障害福祉サービス事業者等にかかる 運営指導等の実施状況等について

富山市指導監査課

※運営指導の流れや留意事項等は富山県に準ずるため、富山県の集団指導の資料及び動画を
確認の上、本資料をご覧ください。

富山市の障害福祉サービス事業者等にかかる 運営指導等の指導周期

- ▶ 社会福祉法人 原則として3年に1回
 - ▶ 障害者支援施設 原則として3年に1回
 - ▶ 障害福祉サービス事業所 原則として5年に1回
(社会福祉法人が運営するものは3年に1回)
 - ▶ 障害児通所支援事業所 原則として3年に1回
- ※ 新規事業所は指定から1年を目安に実施します。
- ※ 過去の運営指導等における指導状況によっては、上記の指導周期よりも短い周期で実施することがあります。

令和6年度運営指導等の実施状況

令和7年3月1日現在

区 分	計画数	実施数
社会福祉法人	3	2
障害福祉サービス事業所（基準該当含む）	95	92
障害者支援施設	3	2
障害児通所支援事業所	40	22
合計	141	118

<令和6年度実施事業>

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、基準該当生活介護、共生型生活介護、短期入所、基準該当自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、施設入所支援、児童発達支援、共生型児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

サービスの質の確保及び給付の適正化に 向けて特に留意していただきたい事項

(令和6年度運営指導等による主な指摘・指導事項から抜粋)

サービスの質の確保及び給付の適正化のため留意していただきたい事項については、下記通知の別紙「主眼事項及び着眼点等」を確認してください。

- 「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
(平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- 「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」
(平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- 「障害者支援施設等に係る指導監査について」
(平成19年4月26日障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

I 人員に関する事項

I 人員に関する事項

▶ 勤務体制の確保（人員配置基準の遵守）

【指摘・指導事項例】

- ・ 兼務する業務別に勤務時間の区分けが明確になっていない。
- ・ 月ごとの勤務表を作成していない。

従業者が必要数確保され、適正に配置されているか、また、加算等の要件を満たしているか確認できるよう、勤務（予定）表は事業所（施設）ごとに月ごとに作成し、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種との兼務関係を明確にしたものとしてください。

※事業によっては、常勤換算方法による従業者の数や前年度の利用者数の平均値等の把握が必要となります。

I 人員に関する事項

▶ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置

【指摘・指導事項例】

- ・必要な研修を修了しておらず、サービス管理責任者等の要件を満たしていない。

やむを得ない事由により、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が欠如した場合には、必ず市（障害福祉課又はこども健康課）に相談の上、必要な届出を行ってください。経過措置によりサービス管理責任者等とみなされていたものが、定められた期間内に必要な研修を修了できない見込みである場合も同様です。

<経過措置の例>

サービス管理責任者等の実務要件を満たす者が、令和3年度末までに基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなすことができる（3年を経過するまでの間に、実践研修修了者となることを要する）。

※富山県ホームページに掲載されているサービス管理責任者等の要件等をご確認ください。

<富山県：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について>

<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00018527.html>

I 人員に関する事項

▶ 障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発0402001号、改正：令和6年3月29日障障発0329第7号）」を参照の上、基本報酬の算定に必要な要件に遺漏のないようご注意ください。

<施設外就労（企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援）>

人員配置、個別支援計画への規定等の要件を満たさない場合は、対象利用者の基本報酬を算定できませんので、ご注意ください。

【基本報酬を算定できない事例】

施設外就労を行う利用者に対して、必要な人数の職員を配置しているが、事業所本体で報酬算定上必要となる人数の職員を配置していない場合は、事業所本体分の報酬は「人員欠如減算」となり、施設外就労の「基本報酬」は算定できません。

I 人員に関する事項

▶ 施設外就労を行う場合の人員配置（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）

【指摘・指導事項例】

- ・事業所本体又は施設外就労先に必要な人員が配置されていない。

<事業所本体>

施設外就労を行う者を除いた、前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること（常勤換算）

<施設外就労先>

施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること（常勤換算）

<人員配置の計算例>

定員20名の事業所において、15名が事業所内での就労、5名が施設外就労を行う場合

- ・職員配置基準 7.5 : 1 ・施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数 19.5名

⇒事業所内で配置すべき職員数 $19.5 \div 7.5 = 2.6$ 名（常勤換算）

⇒施設外就労先で配置すべき職員数 $5 \div 7.5 = 0.6$ 名（常勤換算）

※ただし、施設外就労利用者に対しては、施設内利用者に対する配置基準に即して常時、従業者を配置しなければならないため、実際には1名の職員配置が必要となる。

Ⅱ 運営に関する事項

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止（１／４）

【指摘・指導事項例】

- ・委員会や研修を年１回以上実施していない。
- ・委員会や研修を実施した記録が整備されていない（虐待防止と一体的に実施した場合、それぞれの内容が明瞭に記録されていない場合を含む）。
- ・指針を作成していない。
- ・身体拘束等を実施した際の記録が整備されていない。

事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（少なくとも年１回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。

※ 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記のすべての措置を講じてください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止（２／４）

身体拘束等の適正化のための指針については、次のような項目を盛り込んでください。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止（３／４）

身体拘束は原則禁止されていますが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録してください。

なお、緊急やむを得ない理由については、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録してください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体拘束等の廃止（４／４）

身体拘束等の廃止（１／４） から（３／４）に記載した運営基準を満たしていない場合は、**身体拘束廃止未実施減算**が適用されます。

※ 身体拘束等の実施の有無にかかわらず、運営基準を満たしていない場合は減算となるので、注意してください。

<身体拘束廃止未実施減算>

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について、１日につき、所定単位数の10%又は1%を減算する。

- ・ 所定単位数の10%の減算対象となる障害福祉サービス

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

- ・ 所定単位数の1%の減算対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 虐待の防止

【指摘・指導事項例】

- ・委員会や研修を年1回以上実施していない。
- ・委員会や研修を実施した記録が整備されていない（身体拘束等の廃止と一体的に実施した場合、それぞれの内容が明瞭に記録されていない場合を含む）。

令和6年度報酬改定に伴う経過措置の廃止により、以下の措置が講じられていない場合は減算が適用されますので、ご注意ください。

<虐待防止措置未実施減算> ※所定単位数の1%

- ・虐待防止委員会を年1回以上開催するとともに、その結果に従業者に周知徹底すること。
- ・虐待防止のための研修を年1回以上実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 業務継続計画の策定等

【指摘・指導事項例】

- ・業務継続計画を策定していない。
- ・研修及び訓練を実施していない。

令和6年度報酬改定に伴う経過措置の廃止により、以下の措置が講じられていない場合は減算が適用されますので、ご注意ください。

<業務継続計画未策定減算> ※所定単位数の3%又は1%

- ・業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定すること。
- ・業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

・所定単位数の3%の減算対象となる障害福祉サービス

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

・所定単位数の1%の減算対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

Ⅱ 運営に関する事項

▶ サービス等（障害児支援）利用計画の作成

【指摘・指導事項例】

- ・ サービス担当者会議を開催していない。

サービス等（障害児支援）利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）は次の手順により作成してください。



<サービス等利用計画等の作成における留意事項>

- ・ アセスメントの実施にあたり、計画相談支援は利用者の居宅等、障害児相談支援は障害児の居宅を訪問し、面接を行うこと。
- ・ サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画等案の内容を説明するとともに、当該計画に位置付けた福祉サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。
- ・ モニタリングは市町村が利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者又は障害児の居宅を訪問し、面接を行うこと。
⇒上記の事項を適切に実施し、その記録を整備してください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 衛生管理

【指摘・指導事項例】

- ・委員会を開催していない
- ・研修及び訓練を実施していない。

令和6年度報酬改定に伴い、令和6年4月より、以下に掲げる措置が義務化されていますので、適切に実施してください（食中毒については訪問系サービスは対象外）。

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っていること。
- ・感染対策担当者を置くこと。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施すること。
- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。

<委員会、研修及び訓練の実施回数>

・委員会：6月に1回以上、研修：年1回以上、訓練：年1回以上が必要となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

・委員会：3月に1回以上、研修：年2回以上、訓練：年2回以上が必要となる障害福祉サービス

短期入所、生活介護、療養介護、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 勤務体制の確保（ハラスメント対策）

【指摘・指導事項例】

- ・ハラスメント対策に関する方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。

障害福祉サービス事業者等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント対策にかかる指針の策定等の必要な措置を講じてください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 法定代理受領にかかる通知

【指摘・指導事項例】

- ・利用者等に対して、法定代理受領の通知を行っていない。

障害福祉サービス事業者等は、法定代理受領により市から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対して、当該利用者等にかかる介護給付費等の額を通知しなければならないため、介護給付費等の支給日以降に、利用者等に介護給付費等の額の通知を行ってください。

Ⅲ 報酬に関する事項

Ⅲ 報酬に関する事項

▶ 加算の算定等に関する留意事項

加算は、各障害福祉サービスの基本報酬の算定における運営基準や人員配置基準より厳しい要件を満たした上で、基本となるサービスよりも手厚いサービスを利用者に提供したこと等が評価されて、請求が可能となる報酬です。そのため、加算の算定要件を満たしている事実を確認できるように記録を残しておく必要があります。

しかしながら、運営指導において、加算の算定要件を満たしていることが確認できる記録を残していない事例や、算定要件の理解を誤っている事例が見受けられます。

令和6年度報酬改定により、算定要件等が変更されている加算がありますので、法令や通知等をよく確認した上で、加算の算定要件を満たしていることが確認できるように記録を残してください。また、経過措置の廃止等に伴い、これまで減算に該当しなかったものが、新たに減算対象となる場合があるため、十分に注意してください。

Ⅲ 報酬に関する事項

▶ 算定要件等の変更に注意が必要となる加算の例（１／２）

<常勤看護職員等配置加算>

【指摘・指導事項例】

- ・医療的ケアが必要な利用者がサービスを利用していない日に当該加算を利用者全員に算定している。

令和６年度報酬改定に伴い、改定前の（Ⅰ）～（Ⅲ）の加算区分が一本化され、看護職員等を常勤換算方法で１人以上配置した上で、**スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（医療的ケアが必要な者）**に対して、指定生活介護等を行った場合に、開所日ごとに、利用者全員に算定できます。

※医療的ケアが必要な利用者がサービスを利用していない日には算定できません。

※常勤看護職員等の配置のみでは当該加算は算定できません。

Ⅲ 報酬に関する事項

▶ 算定要件等の変更に注意が必要となる加算の例（２／２）

<食事提供体制加算>

【指摘・指導事項例】

- ・管理栄養士又は栄養士が献立の確認を行っていない。
- ・利用者ごとに食事の摂取量を記録していない。

令和６年度報酬改定に伴い、以下の要件が追加されていますので、ご注意ください。

- （１）事業所の従業者又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供にかかる献立を確認していること。
- （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。
- （３）利用者ごとの体重又はBMIをおおむね６月に１回記録していること。

その他留意事項

その他留意事項

- ▶ 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するため、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、障害福祉サービス等に関するQ & A等を確認してください。

※各出版社から発行されている指定基準等の解釈に関する書籍や、WAMNET内に障害福祉サービス等に関するQ & Aの検索システムがありますので、活用してください。

＜WAMNET：障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q & A＞

<https://www.wam.go.jp/wamappl/shougaiServiceQA.nsf/aList?>

- ▶ これまでの運営指導における主な指摘・指導事項及び留意事項については、令和7年4月末を目途に富山市ホームページに掲載を予定しておりますので、ご確認ください。